

成城大学バリアフリー支援に関する基本方針

2017年4月1日制定

2025年7月1日改正

基本理念

成城学園の創立者である澤柳政太郎は、人それぞれの備えている内在的な「天分」を伸ばし、個性の花を開かせることを教育の理想としました。成城大学では、障害のある学生にもそうでない学生にも同様に、教育理念に照らした個性尊重の学びの機会が得られるよう、支援を行うことを目指していきます。

基本方針

成城大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき定められた、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和5年文部科学省告示第164号）に沿って、以下の7項目をバリアフリー支援の指針とします。

①機会の確保

障害のある学生が、障害を理由に修学を断念することのないよう、修学機会の確保に努めます。

②情報公開

障害のある学生や入学希望者に対する支援方針や支援内容・体制等の情報を公開します。

③支援体制

バリアフリー委員会およびバリアフリー実施委員会を設置し、全学的なバリアフリー支援の充実を目指します。すべての大学教職員が連携し、支援における協力体制を築きます。

④決定過程

本人の要望に基づき、建設的な意見交換の下、合理的配慮を行います。バリアフリー委員会で方針を決定し、バリアフリー実施委員会で具体的な内容を決定します。

⑤修学支援

バリアフリー委員会で認定を受けた学生に対し、履修、授業、定期試験その他の修学にかかわる全ての事項について、必要な支援を提供します。

⑥施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮します。

⑦研修・啓発

学生・教職員一人ひとりが、障害に関する理解を深め、適切な対応ができるよう研修・啓発を行います。

ガイドライン

本基本方針のもとに、別にガイドラインを定め、障害のある学生や入学希望者に対する必要な支援を行います。